

広島県告示第九百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年十一月一日までの間、縦覧に供する。

令和三年十月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉田豊栄線	安芸高田市吉田町国司字義恒一九番一地先から 安芸高田市甲田町上小原字池ノ内三三八番一地先 まで	令和三年一〇月一八日